

■ 江別市民憲章の制定経過

1. はじめに

江別市民憲章の制定は、昭和43年（1968年）江別90周年、市制施行15年の記念事業の中で、市民が新しい時代に即応して、輝かしい未来像をもって明るいまちづくりを推進していくための「道しるべ」を作ってはどうか、との話から始まりました。（※ 昭和43年10月1日当時の人口：55,227人）

2. 広く市民の声を反映

成案を検討していくために、市内各界代表者20名からなる市民憲章制定委員会を昭和43年3月11日に立ち上げ、憲章原案の作成にあたりました。

制定委員会では、原案の策定に際して広く市民の声、要望等を活かしたいとして、市民を対象にアンケート調査、市民懇談会などを開催しました。

10数回にわたる会合を重ねて成案をとりまとめ、昭和43年12月11日の制定委員会において最終審議を行い、市民憲章原案として決定するとともに、同日、市長に答申しました。

3. 答申から議決まで3日

昭和43年12月13日、答申から2日目に第4回定例市議会に議案第70号として提案し、助役から提案理由が説明され、一部、空と緑の文言に確認の要望等が付いたものの、満場一致をもって可決されました。

4. 制定年月日

昭和43年12月24日付告示第57号

5. 市民憲章の発表会

昭和44年1月15日、江別市民憲章制定を市民に広く公表したいとして、成人の日に合わせて、成人式会場の江別第三小学校体育館で発表会が行われました。

市内の新成人1,392名のうち938名がこの成人式に出席し、発表は、女性の新成人26名が、教育長の読み上げる憲章を唱和して行われました。

6. 市民憲章推進協議会の発足

市民憲章の制定経過の中で、市民憲章を広く市民生活の中に根付いたものとなるよう実践活動等が求められたことから、昭和44年7月12日、関係団体等を組織して、江別市民憲章推進協議会が誕生しました。